

消 防 災 第 143 号
平成 28 年 10 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について

地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の調査結果について、別添のとおりとりまとめ、本日、報道発表を行いました。

今回の調査結果では、前回調査した平成 27 年 10 月時点から改善していますが、未だに非常用電源が整備されていない市町村があります。

また、整備されている都道府県・市町村であっても、発災の際に浸水のおそれがあるにもかかわらず、浸水対策がなされていない団体や、地震対策がなされていない団体など、災害によって庁舎が停電した際に、非常用電源が適切に稼動しないおそれのある団体がみられました。

今般の台風第 10 号災害でも、地方公共団体の庁舎において停電が発生したため、災害対応に支障が生じる事例が発生し、非常用電源確保の重要性が改めて認識されたところです。

については、下記事項にご留意いただき、貴都道府県において、浸水・地震対策がなされていない場合は、なるべく早期に必要な対策を行っていただくようお願いします。

また、管内市町村に対しても、早期に非常用電源の整備等が進むよう、必要な助言等を行っていただくようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

(1) 非常用電源等の整備について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、あらかじめ非常用電源及びその燃料の整備を早急に図ること。なお、非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討すること。

(2) 非常用電源の浸水・地震対策について

災害発生の際は、地方公共団体の庁舎も被災するおそれがあるため、適切な措置を施していなければ、非常用電源の設備に支障をきたし稼動できない事態も想定されることから、災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼動させるため、転倒防止の措置や浸水想定深より上部への設置など、非常用電源に対する浸水や揺れに備えた対策を図ること。なお、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策に要する経費についても、緊急防災・減災事業債の対象であることから、その活用を検討すること。

(3) 非常用電源の使用可能時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月内閣府（防災担当））において、「72 時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼動可能とする措置が望ましい。」とされていることから、発災直後からの応急対策の重要性に鑑み、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、72 時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼動できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくことが望ましいものであること。

また、停電の長期化に備え、1 週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討すること。

※ 従前から、非常用電源の整備は緊急防災・減災事業債の対象事業となっていたが、「緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充について（平成 28 年 10 月 20 日事務連絡）」における「平成 28 年度地方債についての質疑応答集」の中で、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護板の設置等）に要する経費も対象事業とされているところ。

【問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：田中対策官、和田係長、渡部事務官

電話：03-5253-7525

FAX：03-5253-7535